

2 帰国子女に対する教育の充実

勧告	説明図表番号
<p>(1) 帰国児童生徒の受入環境の整備</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(帰国児童生徒数の推移)</p> <p>文部科学省の学校基本調査によれば、海外勤務者等の子供で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、各年度の4月1日から3月31日までに帰国した児童生徒（以下「帰国児童生徒」という。）の数は、平成23年度が9,990人、24年度が1万591人及び25年度が1万1,146人と増加している。</p> <p>(帰国児童生徒教育に係る方針等)</p> <p>日本再興戦略では、グローバル化等に対応する人材力の育成強化のため、帰国・外国人児童生徒等の教育環境の充実を図るとしている。</p> <p>また、文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、「帰国子女教育の充実方策について（通知）」（平成5年8月6日付け文教海第100号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知）を発出し、帰国児童生徒への教育における①生活適応指導、②日本語指導、③学習適応指導、④特性の伸長及び活用に関する指導について、それぞれ充実するよう通知している。</p> <p>さらに、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の第1章総則において、帰国児童生徒については、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うよう規定されている。これについて、小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、外国での生活や外国の文化に触れた体験を本人の学習に生かすとともに、他の児童生徒の学習にも生かすこと、外国で身につけたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮すること、他の児童生徒と帰国児童生徒等の相互啓発を通じて互いに尊重し合う態度を育て国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待されるとしている。</p> <p>(帰国児童生徒に対する支援事業)</p> <p>文部科学省では、かつて、帰国児童生徒の教育指導の調査研究を行う「帰国子女教育研究協力校」を指定（昭和42年度開始）するとともに、帰国児童生徒の多い市区又はその一部を単位に「帰国子女教育受入推進地域」を指定（昭和58年度開始。また、地域内ではセンター校を指定）する支援事業を実施していたが、平成13年度以降は、対象者について帰</p>	<p>図表 2-(1)-①</p> <p>図表 1-(3)-③ (再掲)</p> <p>図表 2-(1)-②</p> <p>図表 2-(1)-③</p> <p>図表 2-(1)-④</p>

国児童生徒と外国人児童生徒を合わせた支援事業としており、25年度からは、「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」（以下「きめ細かな支援事業」という。）を実施している。

きめ細かな支援事業では、帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各地方公共団体が行う受入促進、日本語指導の充実及び支援体制の整備に関する実施項目（①運営協議会・連絡協議会の実施、②初期指導教室やセンター校等の設置、③日本語能力測定方法の活用（必須実施項目）、④日本語指導ができる支援員の派遣、⑤児童生徒の母語が分かる支援員の派遣、⑥その他）（注）の取組を支援するため、総事業費の3分の1を上限として予算の範囲内で補助している。

（注）平成26年度からは、きめ細かな支援事業の実施項目に、「特別の教育課程」による日本語指導の導入に向けた協議会の実施（必須実施項目）が追加されている。

【調査結果】

今回、12都道府県教育委員会及び同都道府県に所在する36市区町村教育委員会（以下合わせて「教育委員会」という。）、同市区町村が設置する小・中学校で平成25年度中に帰国した帰国児童生徒が在籍する101校（57小学校、44中学校）における同年度の帰国児童生徒の特性に配慮した教育に係る取組の実施状況について調査（注）した結果、次のとおり、教育委員会及び小・中学校の取組は、外国人児童生徒を対象に含めた日本語指導を中心に行われている状況がみられた。

（注）教育委員会及び小・中学校のそれぞれの取組の調査に当たって、取組の内容については、「初期指導教室やセンター校等の設置」等あらかじめ設定した10の区分別に、取組の対象者については、「帰国児童生徒」、「帰国児童生徒及び外国人児童生徒」の別に、取組の目的については、「生活適応指導」、「日本語指導」、「学習適応指導」、「特性保持伸長指導」の別に把握（該当するものについて複数回答）した。

ア 帰国児童生徒の特性に配慮した教育に係る取組の対象者及び目的 （教育委員会及び小・中学校における取組状況）

調査した48教育委員会のうち43教育委員会は、きめ細かな支援事業を活用したものを含め帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する延べ168の取組を実施している。また、調査した101小・中学校のうち37小・中学校は、帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する延べ125の取組を実施している。一方、取組を実施していない5教育委員会及び64小・中学校では、未実施の理由として、受け入れた帰国児童生徒の日本語能力などの実態からみて、特に取組の必要性がないためとしている。ただし、43教育委員会及び37小・中学校の取組のうち、帰国児童生徒のみを対象とするものは少なく（教育委員会の取組では5.8%、小・中学校

図表 2-(1)-⑤

図表 2-(1)-⑥

図表 2-(1)-⑦、⑧

<p>の取組では 24.3%)、ほとんどが外国人児童生徒を対象に含めたものとなっている。</p>	
<p>また、教育委員会及び小・中学校の取組の目的については、外国人児童生徒を主な対象とした日本語指導を目的としたものが最も多く（教育委員会の取組の 88.4%、小・中学校の取組の 76.6%）となっている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑦、⑧ (再掲)</p>
<p>これらの傾向は、文部科学省の補助事業であるきめ細かな支援事業に限ってみても同様で、調査した 48 教育委員会のうち、きめ細かな事業を実施している 13 教育委員会の事業計画書に記載されている対応見込みの児童生徒数の合計は 4,486 人であるが、このうち、帰国児童生徒数は 189 人 (4.2%) にとどまっている。また、13 教育委員会の事業計画書に記載されている取組のうち、直接、児童生徒を取組の対象としないものを除く延べ 37 の取組について、それぞれ対象者を調査した結果、帰国児童生徒のみを対象とするものは、1 (2.7%) となっており、取組の目的についてみても、日本語指導を目的とするものが 32 (86.5%) と最も多くなっている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑨ 図表 2-(1)-⑩</p>
<p>このようなことから、13 教育委員会中、取組の対象者数（実績）に含まれる帰国児童生徒数を把握していた 6 教育委員会についてみると、3 教育委員会では、きめ細かな事業により実施している取組の主目的は外国人児童生徒に対する日本語指導であるため、実際に支援の対象となった帰国児童生徒はいない又はごく少人数となっていた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑪</p>
<p>一方で、きめ細かな支援事業を活用し、教育委員会が専ら帰国児童生徒教育を目的としたセンター校を指定し、同校において日本語指導や学習適応指導にとどまらず特性保持伸長指導を目的とした取組（英語力の保持伸長）を実施し、帰国児童生徒の円滑な受入れに一定の効果을上げている等の例もみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑫</p>
<p>(帰国児童生徒との相互啓発等による国際理解教育の状況)</p>	
<p>小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、帰国児童生徒とその他の児童生徒の相互啓発を通じて国際理解を深めることが期待されるなどとしているが、調査した 101 小・中学校のうち、93 校 (92.1%) が当該取組を実施していない。その理由については、帰国児童生徒やその保護者によっては特別扱いを望まないため (40 校)、学校として特別に取り組む必要性を感じていないため (31 校) などとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑬</p>
<p>一方で、帰国児童のみならず、その保護者の異文化体験を国際理解教育に活用する等、積極的な取組を行っている例がみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑭</p>

イ 文部科学省における帰国児童生徒教育に係る実態の把握状況

文部科学省は、きめ細かな支援事業について、各地方公共団体の事業計画書及び事業内容報告書により実施の内容等は把握しているものの、個々の実施項目に係る対象者の属性（帰国児童生徒、外国人児童生徒等の別）・人数の実績や実施目的は報告させておらず、未把握となっている。このため、同省では、各地方公共団体におけるきめ細かな支援事業の実施内容を同省ホームページで公表し周知しているものの、掲載されている内容は各地方公共団体が報告した事業の概要のみとなっている。さらに、同省は、各地方公共団体等が独自に実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組についても、体系的には把握していない。

一方、調査した 48 教育委員会のうち 31 教育委員会（64.6%）は、各教育委員会が実施する帰国児童生徒の特性に配慮した教育に関する取組に係る情報の共有化が必要であるとしている。

(2) 在外教育施設への派遣経験のある教員の活用

【制度の概要】

文部科学省は、都道府県教育委員会等に対して発出した「帰国子女教育の充実方策について（通知）」の中で、各教育委員会においては、日本語指導の必要な帰国児童生徒や学習指導上配慮すべき課題を抱えている帰国児童生徒が多数在籍する学校について、在外教育施設派遣教員を積極的に活用することを求めている。

また、平成 16 年 8 月に文部科学省初等中等教育局長決定に基づき設けられた初等中等教育における国際教育推進検討会は、「初等中等教育における国際教育推進検討会報告～国際社会を生きる人材を育成するために～」(平成 17 年 8 月 3 日)において、i) 在外教育施設等派遣教員や海外研修経験者の一層の活用・登用、ii) 人事配置上の工夫など組織的な活用の促進、iii) 海外派遣教員による経験・知識の発信の充実等について提言している。

さらに、同省は、平成 26 年 10 月 15 日付けで都道府県教育委員会主管課長等に対して、「海外の学校での教育経験を有する教員の知見を活用した国際理解教育の推進について（通知）」(平成 26 年 10 月 15 日付け 26 初国教第 112 号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知)を発出し、グローバル人材育成のためには、国際理解教育の推進が重要であるとして、海外派遣経験のある教員について、i) 各学校における国際理解教育の推進や研究発表（授業）、ii) 教員研修や免許状更新講習等における国際理解教育に係る研修講師などに活用するよう求めている。

図表 2-(1)-②
(再掲)

図表 2-(2)-①

図表 2-(2)-②

【調査結果】

今回、48 教育委員会及び調査した 36 市区町村が設置する 162 小・中学校（81 小学校、81 中学校）における在外教育施設への派遣経験のある教員（以下「元派遣教員」という。）の経験・知識の共有化及び在籍校における活用状況を調査した結果、次のとおり、元派遣教員の経験・知識の共有化等の取組は必ずしも積極的に行われていない状況がみられた。

調査した 48 教育委員会のうち 6 教育委員会は、平成 23 年度から 25 年度までの間に、国際理解教育に係る教員研修への講師としての活用など、元派遣教員の経験・知識の共有化に係る取組を行っている。一方、当該取組を行っていない 42 教育委員会における未実施の理由は、元派遣教員の経験・知識の共有化は、市区町村教育委員会又は在籍校や教員の任意の活動などにおいて取組が実施されるものと考えているため（21 教育委員会）、特になし（9 教育委員会）等となっている。

また、調査した 162 小・中学校のうち 9 小・中学校は、平成 23 年度から 25 年度までの間に、元派遣教員の経験・知識の共有化に係る取組を行っており、取組の内容は、教員・児童への講話等（3 校）、校内研修の講師（2 校）、授業・行事等の際の他の教員への指導・助言（2 校）、国際理解教育に係る授業研究（1 校）、研究報告レポートの他の教員への周知（1 校）となっている。一方、当該取組を行っていない 153 小・中学校における未実施の理由は、自校には共有化を図るべき派遣経験のある教員が在籍していなかったため（75 校）、学校として取組の必要性を特に感じていなかったため（57 校）などとしている。

なお、調査した 162 小・中学校中元派遣教員が在籍している 57 小・中学校のうち、29 小・中学校（50.9%）は、自校において元派遣教員の経験を活用しているとしており、主な活用内容は、国際理解教育（13 校）、帰国・外国人児童生徒対応（6 校）、外国語活動・教育（3 校）などとなっている。一方、元派遣教員が在籍しているものの、元派遣教員の経験を活用していないとしている 28 小・中学校の未活用理由は、現状では活用の必要性が乏しいため（11 校）、元派遣教員について現職の業務が多忙であるため（8 校）、派遣終了後、期間が経過しているため（4 校）などとしている。

【所見】

したがって、文部科学省は、帰国児童生徒の教育環境の充実を図るとともに、元派遣教員の経験・知識の活用による国際理解教育を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

図表 2-(2)-③

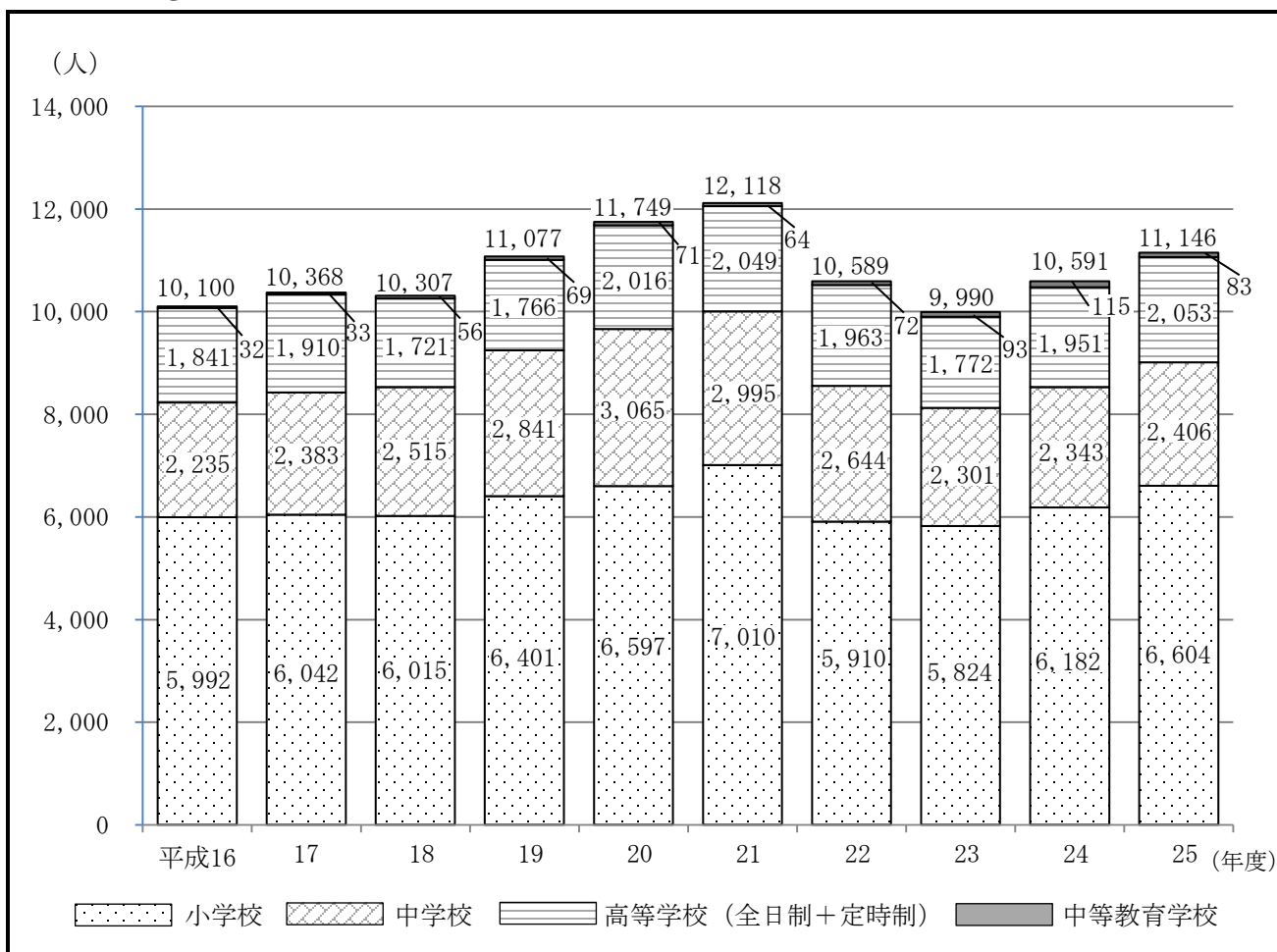
図表 2-(2)-④

図表 2-(2)-⑤

図表 2-(2)-⑥

<p>① 都道府県・市区町村教育委員会等が実施している帰国児童生徒の特性に配慮した教育に係る個々の取組について、生活適応指導、日本語指導、学習適応指導、特性保持伸長指導等の別に具体的な目的、対象者の属性、人数、実績・成果などを把握・分析し、帰国児童生徒の特性に配慮した教育の在り方について具体的に検討すること。</p> <p>② ①を踏まえ、当該内容を文部科学省のホームページなどを活用して情報の共有化を図るとともに、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、帰国児童生徒に対するよりきめ細かな支援の実施を要請すること。</p> <p>③ 都道府県・市区町村教育委員会等における元派遣教員の経験・知識の活用について、取組を実施している場合はその目的及び内容、実施していない場合はその理由及び実施上のあい路を把握・分析し、都道府県・市区町村教育委員会等に対し、改めて元派遣教員の活用を具体的に要請すること。</p>	
--	--

図表 2-(1)-① 帰国児童生徒数の推移



(注) 1 文部科学省の「学校基本調査」に基づき当省が作成した。

2 「帰国児童生徒」とは、海外勤務者等の子供で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、各年度の4月1日から3月31日までに帰国した児童生徒をいう。

図表 2-(1)-② 「帰国子女教育の充実方策について（通知）」（平成 5 年 8 月 6 日付け文教海第 100 号文部省教育助成局長・初等中等教育局長通知）〈抜粋〉

2 帰国子女に対する指導の充実について

(1) 生活適応指導について

ア 海外での生活状況等の的確な把握、オリエンテーションの実施、チューターの役割を果たす児童生徒の選定等の取組を行うこと。

イ 帰国子女の生活上の適応を図るため、お互いの違いを認め合い、思いやりや協力・協調の心情が育つ学級づくり、学級以外の場における帰国子女と他の児童生徒との良好な人間関係づくりに配慮すること。

ウ 教育相談は、様々な立場の教師が協力して帰国子女の悩みの相談に応ずる体制で行うこと。また、帰国子女数に関わらず校務分掌上帰国子女教育を位置付けること。

(2) 日本語指導について

日常会話能力と教科学習に必要な言語能力の違いを認識し、日常会話能力がある場合は、学習言語能力の育成に配慮した指導を行うこと。また、日常会話能力が十分ではない場合は、日本語指導法を取り入れた指導を行うこと。

(3) 学習適応指導について

学習適応指導は、生活適応指導の状況を見極めつつ、保護者の理解も得ながら行うこと。また、その際、ティームティーチングによる指導を取り入れるなど個に応じた指導を行うこと。

(4) 特性の伸長及び活用に関する指導について

ア 新しい学習観を踏まえつつ、帰国子女のさまざまな特性の伸長に関する指導に積極的に取り組んでいくこと。

イ 帰国子女の異文化体験等は、他の児童生徒にとって国際理解を深める手がかりとなるものであり、それを生かした国際理解教育を推進すること。

ウ 帰国子女の心情に配慮した指導、国際性のみならず学習態度や生活態度に関する特性の伸長や活用を図る指導などに留意すること。

3 帰国子女教育を充実するための施策について

(1) 帰国子女の円滑な受入れの促進について

帰国子女の比較的多い地域の教育委員会においては、地域内の各学校が共同して帰国子女教育を推進する地域ぐるみの受入れ体制を整備拡充すること。

(2) 教員研修の効果的実施について

各教育委員会においては、地域の実情に応じて、各種研修会の研修内容に帰国子女教育を適切に位置付け、できるだけ多くの教員が帰国子女教育に関する基礎的理解を得るようにすること。

(3) 学校の指導体制の充実について

各教育委員会においては、日本語指導の必要な帰国子女や学習指導上配慮すべき課題を抱えている帰国子女が多数在籍する学校について教員の重点配置を行い、指導体制の充実に努めること。また、在外教育施設派遣教員を積極的に活用すること。

図表 2-(1)-③ 学習指導要領第 1 章総則における帰国児童生徒への指導に係る記載等

○ 小学校学習指導要領（平成 20 年 3 月）〈抜粋〉

第 1 章 総則

第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2-(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

○ 小学校学習指導要領解説総則編（平成 20 年 6 月）〈抜粋〉

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 5 節 教育課程実施上の配慮事項

8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導（第 1 章第 4 の 2(8)）

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童や外国人児童の受け入れが多くなっている。これらの児童の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身に付けているが、一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、これらの児童の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

海外から帰国した児童や外国人の児童の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該児童の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めるようにすることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該児童の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該児童を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。また、外国人児童については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

また、海外から帰国した児童や外国人の児童は、日本の児童が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに、外国で身に付けたものの見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を生かすよう配慮することも大切である。このような機会としては、外国語活動のほか、例えば社会

科や音楽科などの教科や道徳、総合的な学習の時間での学習活動、特別活動における学校行事やクラブ活動などが考えられるが、児童や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。なかでも、外国語活動などにおいて、外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりする国際理解などに関する体験的な学習活動を進める際には、それらの生活経験等を積極的に生かすことができる。

このような、海外から帰国した児童や外国人の児童については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童についても帰国した児童や外国人の児童の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、このような 相互啓発を通じて、互いに尊重し合う態度を育て、国際理解を深めるとともに、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

- (注) 1 中学校学習指導要領第1章-第4-2-(9)及び中学校学習指導要領解説総則編第2章-第5節-9においても同様の内容が記載されている。
2 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-④ 文部科学省による帰国児童生徒の受入れ等支援に係る事業の変遷

実施期間	事業名
昭和 42 年度～平成 12 年度	帰国子女教育研究協力校指定
昭和 58 年度～平成 12 年度	帰国子女教育受入推進地域指定（地域内では、センター校を指定）
平成 13 年度～平成 17 年度	帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域
平成 18 年度	帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業
平成 19 年度～平成 24 年度	帰国・外国人児童生徒受入促進事業
平成 25 年度～	公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業については、現在（平成 27 年度）も実施中である。

図表 2-(1)-⑤ 43 教育委員会における帰国児童生徒教育に係る取組の内容等（平成 25 年度）

（単位：教育委員会、取組）

取組内容	教育委員会数	延べ取組数
日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置・活用（国庫負担）（注 2）	26（-）	26（-）
担当教員の加配（都道府県・市区町村単独事業）	3（-）	5（-）
学校等への支援員派遣	27（11）	36（16）
ボランティアの活用	9（1）	10（2）
担当教員等への研修	17（2）	19（2）
連絡協議会等の設置・開催	15（8）	16（7）
初期指導教室やセンター校等の設置	12（4）	18（9）
就学・教育相談窓口の設置	10（3）	12（3）
教材・ハンドブック等の作成・配布	13（0）	19（0）
その他	6（2）	7（2）
	合計	168

（注）1 当省の調査結果による。

2 文部科学省では、義務標準法に基づく都道府県ごとの教職員定数の算定に当たって、同法第 7 条等により算定した教職員定数の標準に加えて、同法第 15 条第 2 号及び同法施行令第 5 条第 2 項第 1 号に基づき、日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員等の定数の特例加算を実施し、義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）に基づき、教職員の給与等に要する経費（実支給額）の 3 分の 1 を国庫負担している。

3 （）内の数字は、各教育委員会のきめ細かな支援事業の事業計画書に記載されているものである（同事業のうち、必須実施項目である「日本語能力測定方法の活用」は除く。）。なお、取組内容のうち、「日本語指導等、特別な配慮を要する児童生徒に対応した教員の配置・活用（国庫負担）」及び「担当教員の加配（都道府県・市区町村単独事業）」は、きめ細かな支援事業を活用した取組ではない。

図表 2-(1)-⑥ 37 校における帰国児童生徒教育に係る取組の内容等（平成 25 年度）

（単位：校、取組）

取組内容	延べ学校数			取組の延べ数		
	計	うち小学校	うち中学校	計	うち小学校	うち中学校
授業時間内での特別な対応（取り出し指導、入り込み指導）	28	21	7	30	23	7
課外での補習授業	13	8	5	14	8	6
課外での外国語の特別な指導	5	3	2	5	3	2
相互啓発による国際理解教育	8	8	0	8	8	0
担当教員等への研修	8	6	2	7	5	2
支援員、ボランティア等の活用	20	14	6	28	22	6
関係者連絡会等の設置・開催	5	3	2	8	7	1
相談・カウンセリングの実施	12	9	3	14	10	4
教材・ハンドブック等の作成・配布	7	5	2	7	5	2
その他	5	5	0	4	4	0
	合計	125	95	30	95	30

（注）1 当省の調査結果による。

2 取組内容のうち、「授業時間内での特別な対応（取り出し指導、入り込み指導）」の「取り出し指導」とは、在籍学級以外の教室で指導を行うもの、「入り込み指導」とは、在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員などが入って対象の児童生徒を支援するものをいう。

図表 2-(1)-⑦ 43 教育委員会における帰国児童生徒教育に係る取組の対象者及び目的（平成 25 年度）

（単位：取組、％）

区分		取組数（割合）
対象者	帰国児童生徒のみ	7（5.8）
	帰国児童生徒及び外国人児童生徒	114（94.2）
目的	生活適応指導	74（61.2）
	日本語指導	107（88.4）
	学習適応指導	70（57.9）
	特性保持伸長指導	18（14.9）
総延べ取組数		121

（注）1 当省の調査結果による。

2 取組の目的については、該当するものを重複して計上した。

3 「目的」欄の取組数は、43 教育委員会が実施している帰国児童生徒教育に係る延べ 168 の取組のうち、直接児童生徒を対象としない「担当教員等への研修」、「連絡協議会等の設置・開催」及び「就学・教育相談窓口の設置」を除く延べ 121 の取組における目的別の取組の延べ数である。

図表 2-(1)-⑧ 37 小・中学校における帰国児童生徒教育に係る取組の対象者及び目的（平成 25 年度）

（単位：取組、％）

区分		取組数（割合）
対象者	帰国児童生徒のみ	26（24.3）
	帰国児童生徒及び外国人児童生徒	81（75.7）
目的	生活適応指導	42（39.3）
	日本語指導	82（76.6）
	学習適応指導	72（67.3）
	特性保持伸長指導	16（15.0）
総延べ取組数		107

（注）1 当省の調査結果による。

2 取組の目的については、該当するものを重複して計上した。

3 「目的」欄の取組数は、37 小・中学校が実施している帰国児童生徒教育に係る延べ 125 の取組のうち、直接児童生徒を対象としない「担当教員等への研修」、「連絡協議会等の設置・開催」及び「その他」のうち対象者が帰国児童生徒・外国人児童生徒の保護者又は学級担任とされているものを除く延べ 107 の取組における目的別の取組の延べ数である。

図表 2-(1)-⑨ 調査した 48 教育委員会のうち、きめ細かな支援事業を実施した 13 教育委員会における事業の実施項目等（平成 25 年度）

（単位：円、人）

地方公共団体名	実施項目						事業で対応見込みの小・中学校の児童生徒数（概数）		
	①	②	③	④	⑤	⑥	外国籍	日本国籍	うち帰国児童生徒
	運営協議会・連絡協議会の実施	初期指導教室やセンター校等の設置	日本語能力測定方法の活用（必須事項）	日本語指導ができる支援員の派遣	児童生徒の母数が分かる支援員の派遣	その他			
静岡県	○		○		○		300	90	25
宇治市（注 2）		○	○	○	○		6	2	0
横浜市			○		○		400	170	7
川崎市	○		○	○	○		130	50	20
浜松市	○		○	○	○		1,033	125	22
名古屋市長古屋市	○	○	○	○	○		400	240	40
京都市		○	○	○	○		102	110	8
大阪市	○	○	○	○	○		179	67	0
広島市			○	○	○		68	37	9
北九州市	○	○	○	○	○		71	14	5
豊田市	○	○	○	○	○		654	50	3
豊中市	○	○	○	○	○		35	44	44
久留米市	○		○	○	○		67	42	6
合計							3,445	1,041	189
								4,486	

（注）1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

なお、「総事業費」、「補助対象経費」、「国庫補助額」及び「事業で対応見込みの小・中学校の児童生徒数（概数）」欄は、各教育委員会の事業計画書に基づき記載した。

2 宇治市は、間接補助による実施主体である。

図表 2-(1)-⑩ 13 教育委員会におけるきめ細かな支援事業に係る取組の対象者及び目的(平成 25 年度)

(単位：取組、%)

区分		取組数 (割合)
対象者	帰国児童生徒のみ	1 (2.7)
	帰国児童生徒及び外国人児童生徒	32 (86.5)
	外国人児童生徒のみ	4 (10.8)
目的	生活適応指導	28 (75.7)
	日本語指導	32 (86.5)
	学習適応指導	27 (73.0)
	特性保持伸長指導	6 (16.2)
総延べ取組数		37

(注) 1 当省の調査結果による。

2 取組の目的については、該当するものを重複して計上した。

3 「目的」欄の取組数は、13 教育委員会が実施しているきめ細かな支援事業を活用している延べ 48 の取組（必須実施項目である「日本語能力測定方法の活用」を除く。）中、直接児童生徒を対象としない「運営協議会・連絡協議会の実施」、「その他」のうち対象者が教職員、帰国・外国人児童生徒の保護者とされているもの等を除く延べ 37 の取組における目的別の取組の延べ数である。

図表 2-(1)-⑪ きめ細かな支援事業による日本語能力が不足する外国人児童生徒を念頭に置いた取組例

機関名	豊田市教育委員会
<p>豊田市には、平成 25 年 5 月 1 日現在で、過去 3 年間に帰国し同市立小中学校に在籍する児童生徒が小学校 169 人、中学校 84 人の計 253 人となっている (注)。</p> <p>豊田市教育委員会は、平成 25 年度において、きめ細かな支援事業に関する取組として、必須実施項目のほかに、豊田市教育国際化推進連絡協議会の実施、ことばの教室（日本語初期指導教室）の設置、学校日本語指導員（日本語指導及び児童生徒の母語が分かる支援員）の派遣及び不就学児童生徒実態調査（外国人児童生徒のみを対象）を実施している。同市では、これら取組のうち、直接、児童生徒を対象とすることばの教室及び学校日本語指導員については、帰国児童生徒も支援対象に含まれるとしている。しかし、基本的には日本語能力が不足する外国人児童生徒を念頭に置いた取組となっているため、同市教育委員会では、平成 25 年度において、これら取組による指導・支援を受けた帰国児童生徒はいないとしている。</p> <p>(注) 豊田市教育国際化推進連絡協議会の調査結果による。</p>	
機関名	久留米市教育委員会
<p>久留米市の平成 25 年度のきめ細かな支援事業に係る事業計画書では、同事業で対応見込みの児童生徒数は 109 人で、このうち帰国児童生徒は 6 人とされている。</p> <p>久留米市教育委員会は、平成 25 年度において、きめ細かな支援事業に関する取組として、必須実施項目のほかに、日本語支援教員連絡協議会の実施、外国人児童等授業介助員（日本語指導ができる支援員）を配置している。これら取組のうち、直接、児童生徒を対象とする日本語指導ができる支援員の派</p>	

遣については、帰国児童生徒も対象に含まれるとしている。しかし、基本的には日本語能力が不足する外国人児童生徒を念頭に置いた取組となっているため、平成 25 年度において、これら取組による指導・支援を受けた帰国児童生徒はいない。

機関名	大阪市教育委員会
-----	----------

大阪府が公開している学校基本調査の結果によると、大阪市内の小・中学校の帰国児童生徒数は、平成 23 年度が 51 人（小学生 32 人、中学生 19 人）、24 年度が 55 人（小学生 40 人、中学生 15 人）、25 年度が 76 人（小学生 48 人、中学生 28 人）となっている。

大阪市教育委員会は、平成 25 年度において、きめ細かな支援事業に関する取組として、必須実施項目のほかに、「帰国した子どもの教育センター校」担当者会・全体連絡会等の実施、帰国した子供の教育センター校の設置、日本語指導協力者派遣事業（日本語指導ができる支援員）及び通訳者派遣事業（児童生徒の母語が分かる支援員）を実施している。これら取組のうち、直接、児童生徒を対象とする帰国した子どもの教育センター校の設置、日本語指導協力者派遣事業及び通訳者派遣事業については、帰国児童生徒も支援対象に含まれるとしている。しかし、基本的には日本語能力が不足する外国人児童生徒を念頭に置いた取組となっているため、帰国した子供の教育センター校に通級して日本語指導を受けた児童生徒 155 人のうち帰国児童生徒は 2 人となっているほか、日本語指導協力者派遣事業により支援を受けた児童生徒 78 人及び通訳者派遣事業により支援を受けた児童生徒 191 人の中には帰国児童生徒はいない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記 3 教育委員会のほか、平成 25 年度のきめ細かな支援事業（「①運営協議会・連絡協議会の実施」及び「③日本語能力測定方法の活用」を除く。）の支援対象者（実績）のうち、帰国児童生徒数を把握している教育委員会は、川崎市、豊中市及び北九州市である。

図表 2-(1)-⑫ 帰国児童生徒に対する特性保持伸長指導の取組例

機関名	名古屋市教育委員会、名古屋市立笹島小学校、名古屋市立笹島中学校
-----	---------------------------------

名古屋市教育委員会では、帰国児童生徒教育推進校として笹島小学校と笹島中学校を指定し、海外に 1 年以上在留し帰国後 3 年以内であること等（注）同市が定めた要件を満たす帰国児童生徒であれば学区にかかわらず同校へ通学できることとしており、両校に在籍する当該要件に該当する帰国児童生徒は、平成 26 年 9 月 1 日現在で、笹島小学校 31 人、笹島中学校 22 人で、このうち一人を除き全て学区外から通学している。

また、同市教育委員会では、きめ細かな支援事業を利用して、それぞれの学校に帰国児童生徒教育推進校講師（非常勤講師）を、笹島小学校に外国人ボランティアを配置し、授業時間における取り出し授業や入り込み授業、課外における日本語教育や、英語の保持伸長教育を実施している。

特に、帰国児童生徒の特性の保持・伸長を目的として、帰国児童生徒及び外国人児童生徒のうち希望した者に対し、放課後に年間 25 時間程度、英語教諭、帰国担当教諭、AET（Assistant English Teacher 外国人英語指導助手）の三者が中心となって指導し、AET とのフリートーキングや、体育祭でのアナウンス原稿作成及び当日の英語アナウンス、文化祭での英語劇の発表といった活動を行っている。両校では、当該課外授業について、英語を話せることによるストレス解消や同じ境遇の仲間と触れ合える上、英語の話すスピードや流暢さを鍛える場として効果を上げていると説明している。

また、同市教育委員会は、毎年度末に両校において「帰国児童生徒学校生活調査」を実施しており、「帰国後安心して学校生活を送ることができているか」との質問に対しては、「できている」という回答の割合が平成 25 年度は小学生 96.1%、中学生 95.3%となっている。

(注) 名古屋市帰国児童生徒教育推進校における帰国児童生徒の受入要件は、ア.日本国籍であること、イ.保護者とともに名古屋市内在住であること、ウ.海外に連続 1 年以上在留したこと、エ.帰国後 3 年以内であること、オ.日本語教育等が必要であること、カ.自宅からの通学が可能であることとされている。

機関名	目黒区立東山小学校
-----	-----------

目黒区立東山小学校（平成 26 年 9 月 1 日現在、引き続き 1 年を超える期間海外に在留し平成 25 年度中に帰国した児童数 41 人）では、英語が第一言語となっている帰国児童について、児童が獲得した英語で友人や外国人と話すことでストレスを解消し、日本の学校や生活への適応を早めることを目的として、英語交流教室を開催している。講師は同校に配置されている 2 人の ALT (Assistant Language Teacher 外国語指導助手) で、この英語交流教室を、区教育委員会が特別に ALT の業務に追加して契約を締結している。

英語交流教室は、2 週間に 1 回程度、低学年（1～3 年）と高学年（4～6 年）の 2 クラスに分かれて開催され、低学年クラスの事務運営については、児童の保護者ボランティアが「世話人」として出欠席管理、安全管理等について担当教員の補助を行っている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 目黒区立東山小学校の取組は、きめ細かな支援事業を活用したものではない。

図表 2-(1)-⑬ 93 小・中学校における帰国児童生徒とその他の児童生徒の相互啓発等を通じた国際理解教育に係る取組が未実施の理由等

(単位：校)

理由	校数		
		うち小学校	うち中学校
帰国児童生徒やその保護者によっては特別扱いを望まない	40	22	18
学校として特別に取り組む必要性を感じていない	31	14	17
取組を実施する時間的余裕がない	12	7	5
特になし	1	1	0
不明	9	5	4
計	93	49	44

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(1)-⑭ 帰国児童とその他の児童との相互啓発を通じた国際理解教育に係る取組の例

機関名	豊中市立上野小学校
<p>豊中市立上野小学校では、海外勤務者の帰国等に伴った帰国児童が毎年多数在籍しており、平成 26 年 1 月 17 日現在では、海外の在留期間が 1 年以上で帰国後 3 年未満の児童が 42 人在籍している。これら帰国児童の在留国は 13 か国にわたり、それらの国で体験した教育環境、文化・言語も多様となっている。同校では、日本語指導担当教員（3 人）を配置するなどして、i) 学習支援（入り込み指導、課外指導等）、ii) 帰国児童の保護者（以下「帰国保護者」という。）への支援及び保護者の活用、iii) 帰国児童の特性をいかした国際教育に係る取組を行っている。</p> <p>このうち、帰国保護者に対する支援は、日本語指導担当教員が中心となり、同保護者が組織する「帰国保護者会」（平成 25 年度会員 30 人）が行う定例会に参加し、学校に関する意見交換を行うとともに、必要に応じて助言を行っている。当該教員は、帰国保護者に対して、学校の各種取組に積極的に協力するよう求め、この結果、帰国保護者会との行事の共催、同校が行う国際教育に帰国保護者をゲストティーチャーとして活用する等の取組が行われている。</p> <p>また、同校では、帰国児童の異文化体験をいかす取組を行うためには、その他の児童や保護者が、帰国児童の現状（日本の生活に不慣れなこと等）や特性（外国語の語学力や異文化体験等）について理解をすることが重要であるとして、年 1 回、帰国保護者会との共催で国際教育に係る行事を 1 週間程度開催しており、海外の写真、民族衣装、民芸品などの展示物の解説や世界の子どもたちをテーマにしたクイズ等において、帰国児童及び帰国保護者の異文化体験を活用している。また、日常の授業等においても、外国語体験活動や総合的な学習の時間等において、帰国児童が有する外国語の語学力や異文化体験をいかす機会を設けるなどし、帰国児童とその他の児童との相互啓発を図る取組を行っている。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-① 「初等中等教育における国際教育推進検討会報告～国際社会を生きる人材を育成するために～」(平成 17 年 8 月 3 日) <抜粋>

第 2 章 国際教育を取り巻く現状と課題

(2) 海外派遣教員の活用という観点から

- 日本人学校等への海外派遣教員の経験や能力が十分に生かされていない
- 海外派遣教員の経験を評価・活用するという方針・方策が不十分
- 海外派遣教員の情報発信を支援するような体制が不足

海外派遣教員は、派遣先において教員自身の見識を高め、資質能力の向上を回り、帰国後、派遣先での経験を、学校の国際化の中心として、国際教育や国際交流の推進、外国語教育や日本語指導の充実等に生かすことが期待されている。

海外派遣教員の中には、その経験を積極的に生かす活動を実践している例も見られる。

例えば、日本人学校等への派遣経験者については「全国海外子女教育・国際理解教育研究協議会(全海研)」、REX プログラム経験者については「NPO 法人 REX-NET」などの任意の組織に加入し、個人が得た経験や知識を自ら実践したり、その成果を他の教員に伝えることを行っている。

一方で、海外経験を生かす場がない、海外派遣教員の経験や能力が十分生かされていないとの指摘がある。この背景には、教育委員会や学校、他の教員の理解が不十分であることや、海外派遣教員の経験を評価し、活用するという方針が教育委員会や校長にないことなどがあると考えられる。

第 3 章 国際教育の充実のための具体的方策

2 国際教育資源の活用と連携のための支援体制の構築

(1) 海外派遣教員の活用

- 在外教育施設等派遣教員や海外研修経験者の一層の活用・登用
- 人事配置上の工夫など組織的な活用の促進
- 海外派遣教員による経験・知識の発信の充実

学校の中に自ら異文化を体験した教員がいるということは、帰国児童生徒や外国人児童生徒だけでなく、それ以外の子どもたちにとっても刺激となる。海外派遣教員を一層活用していくことが必要である。

また、海外に派遣されたことはなくても、国際教育に関心をもち、実践を行ってきた優れた教員たちが多数いる。こうした教員と海外派遣教員が協力し合い、お互いの実践力をより向上していくことは国際教育を普及していくためにはきわめて効果的であり、両者の協力・連携を支援していくことが必要である。

<人事配置上の工夫>

海外派遣教員が国際教育を担当するなど、その経験や力量を生かせるような人事配置を行うことが必要である。そのためには、まず、個人のみならず教育委員会や校長が、海外経験を生かすという意識を共通してもつことが大切である。また、各教育委員会において、例えば、海外派遣教員の国際教育への活用を人事方針に位置づける、あるいは、教員

の採用に当たって国際経験を積極的に評価するなど、工夫することが考えられる。

〈海外派遣教員の経験・知識の発信〉

海外派遣教員にも、個人がその経験や成果を積極的に普及していくことが求められている。海外派遣教員は、国費によって派遣されていることを十分意識し、派遣期間中に多様な経験を積み、識見を深め、帰国後は、地域や学校の国際教育の充実に役に立てるべく、その成果を自らの周囲だけでなく広く還元していくことが必要である。そのためには、そのような意志・意欲を有する個人や組織が情報発信できるような体制を整備することが必要となる。海外派遣教員のネットワーク化や例えば国際教育に関する研究協議会等における研究・発表などを支援することが考えられる。

図表 2-(2)-② 海外派遣経験のある教員の活用に係る文部科学省の通知

26 初国教第 112 号

平成 26 年 10 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県知事部局私立学校主管課長 殿
附属小・中・高等・中等教育学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局国際教育課長

榎本 剛

海外の学校での教育経験を有する教員の知見を活用した
国際理解教育の推進について（通知）

平素より、国際理解教育の推進に御尽力を賜り、ありがとうございます。

文部科学省では、初等中等教育段階から児童生徒を国際的な視野を持つグローバル人材として育むため、高校生留学、スーパーグローバルハイスクールや英語教育の強化をはじめとする各種施策の充実に取り組んでいます。

これら取組はもちろん、グローバル人材育成のためには、広い視野を持ち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく態度などを育成する国際理解教育の推進が極めて重要です。

各都道府県・指定都市及び各学校等には、在外教育施設教員派遣事業、REX プログラム、青年海外協力隊現職教員特別参加制度等により、日本人学校、補習授業校、海外の現地校等に派遣された経験を有する教員が在籍していることと思います。そうした教員の知見を活用することは、国際理解教育の充実に寄与するものと考えております。

各都道府県・指定都市及び各学校等におかれては、別紙の活用例も参考にされ、さらなる国際理解教育の充実に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、本件の周知及び御協力方、よろしく申し上げます。

併せて、学校への本趣旨の周知について、よろしく申し上げます。

別紙

(具体的な活用例)

- 派遣教員経験者を活用した 国際理解教育の推進及び研究発表（授業）を通じた知見、経験の共有

帰国後は、各学校における国際理解教育を推進するため、その知見や経験を積極的に活用する。また、国際理解教育担当指導主事の指導助言の下、国際理解教育をテーマに研究発表（授業）を行い、他校とも知見、経験を共有する。

- 教員研修への活用

教育委員会等が実施する経験年数に応じた 教員研修や免許状更新講習等において、国際理解教育に関する講座を開設する際に、その講師として派遣教員経験者を活用する。

- ※ こうした活用に当たって、公立学校においては、以下のような方法により派遣教員経験者に関する情報を共有することが考えられる。

- 教育委員会の人事担当が把握している派遣教員経験者に関する情報を、同じ教育委員会内の国際理解教育担当と随時共有する。

- 派遣教員は派遣期間中に現地の教育事情等に関するレポートを作成し、帰国後、文部科学省へ提出することとなっている。このレポートを、教育委員会の人事担当者や国際理解教育担当者が共有することにより、当該教員についての理解を深め、評価に生かす。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-③ 6 教育委員会における元派遣教員の経験・知識の共有化に係る取組状況（平成 23 年度～25 年度）

教育委員会	取組年度	取組内容
旭川市	23 年度	10 年経験者教員を対象に国際理解教育の講座の中で、「日本人学校の現状と国際理解教育」をテーマに説明
愛知県	23～25 年度	在外教育施設派遣教員登録者に対し、在外教育施設での教員としての在り方、心構えについて研修
豊田市	24、25 年度	平成 24 年度は、「教育センターだより」に派遣教員の「日本人学校の紹介」を投稿してもらい掲載。平成 25 年度は、帰国児童生徒保護者懇談会で経験談を話し、帰国児童生徒・保護者へのアドバイス
静岡県	23～25 年度	10 年経験者教員の研修において体験発表
静岡市	23～25 年度	在外教育施設から帰国した教員、教職大学院修了者及び JICA 派遣から帰国した者が一同に会し、個々の成果について発表
吹田市	24、25 年度	平成 24 年度は、教職員を対象とした国際理解教育に係る教育課題別研修において在外教育施設での経験などを講話。平成 25 年度は、管理職（校長）を対象に「在外教育に学ぶ」と題してパネルディスカッションを実施

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-④ 42 教育委員会における元派遣教員の経験・知識の共有化に係る取組が未実施の理由等（平成 23 年度～25 年度）

（単位：教育委員会）

理由	教育委員会		計
	都道府県	市区町村	
市区町村教育委員会又は在籍校や教員の任意の活動などにおいて取組が実施されるものと考えている	6	15	21
派遣経験のある教員がない（少ない）	0	5	5
派遣は教員本人のキャリアアップと位置付けている	0	2	2
特になし	2	7	9
不明	2	3	5

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑤ 153 小・中学校における元派遣教員の経験・知識の共有化に係る取組が未実施の理由等
(平成 23 年度～25 年度)

(単位：校)

理由	学校数
自校には、共有化を図るべき派遣経験のある教員が在籍していなかった	75
学校として、取組の必要性を特に感じていなかった	57
他に優先して実施すべき研修等があった	7
自校在籍の派遣経験者の業務が多忙であった	4
その他	5
特になし	2
不明	3
計	153

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑥ 57 小・中学校における元派遣教員の経験・知識の活用状況

(単位：校)

活用		未活用	
主な活用内容	学校数	未活用の理由	学校数
国際理解教育	13	現状では活用の必要性が乏しい	11
帰国・外国人児童生徒対応	6	現職の業務が多忙である	8
外国語活動・教育	3	派遣終了後、期間が経過している	4
日本語指導	3	その他	5
教員研修講師	2	計	28
その他	2		
計	29		

(注) 当省の調査結果による。